

行田市地域福祉推進計画

【概要版】

第4期行田市地域福祉計画・ 第4期行田市地域福祉活動計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

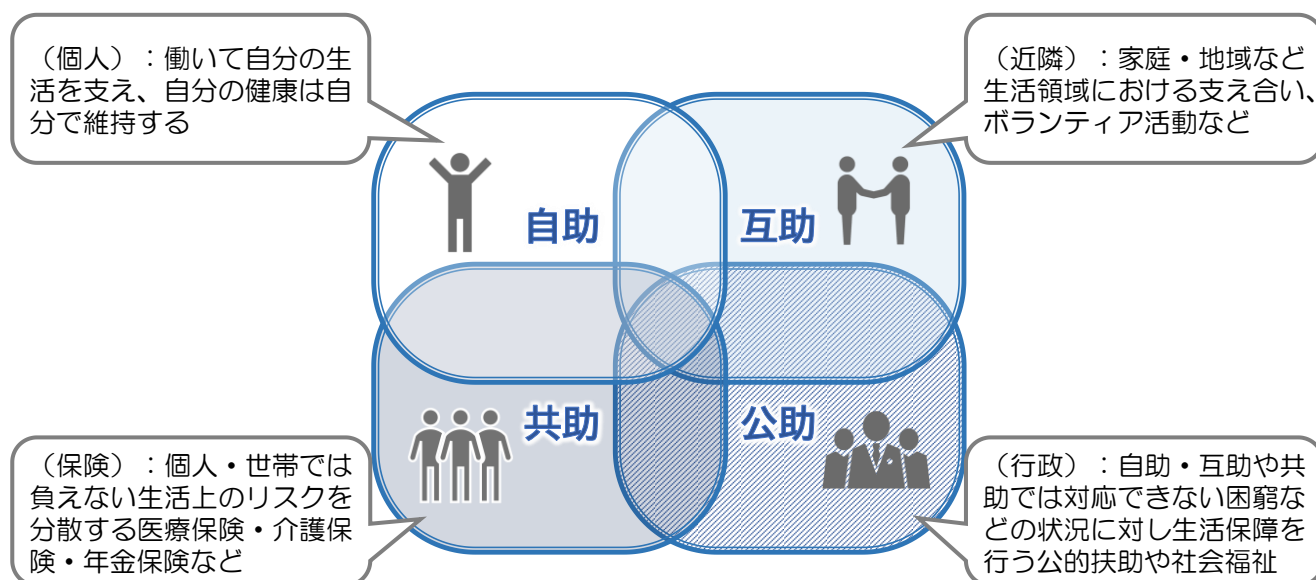
**誰もがお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田**

令和7年3月

1 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていこうとする考え方です。

地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士の支え合い(互助)、公的な制度(共助)や福祉サービスや支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。

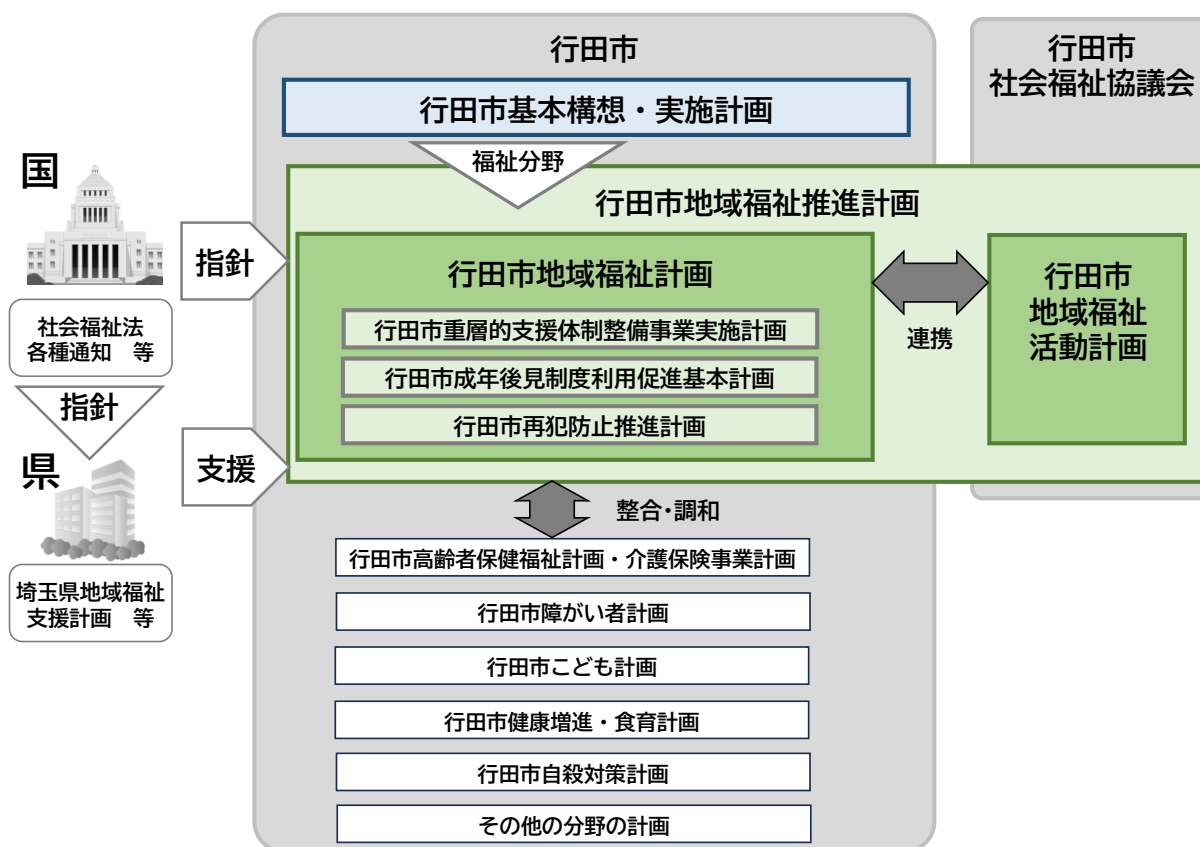


2 計画の位置づけ

行田市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられた行政計画であり、行田市地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会」が主体となり、地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、本市では地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定しています。

本計画は、市政運営の総合指針である「行田市基本構想・実施計画」の下、市の福祉分野における各計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。



本計画は、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画を包含し、一体的な計画として策定。

【重層的支援体制整備事業実施計画】

複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、包括的な支援体制を構築するための計画。

【成年後見制度利用促進基本計画】

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援などにより、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進める計画。

【再犯防止推進計画】

出所時に住居や就労先がない人や生活が不安定な人、福祉的支援が必要な人が、孤立せず、社会復帰するための支援を進める計画。

3 地域福祉に関わる行田市の課題

市の統計、第3期計画の進行状況評価結果、地域福祉・地域福祉活動に関するアンケート調査(市民、民生委員・児童委員、事業者)、ささえあいミーティングでの話し合い、関係団体へのヒアリングの結果から、本計画策定に向けた課題をまとめ、以下に示します。

① 地域の住民が孤立せず、支え合い暮らすために、地域のつながりを強めるまちづくりが求められています

○支え合い、助け合いが必要と思う市民が徐々に減りつつあります。また、「世代間交流がない」「近所との交流がない」など地域との付き合い、関わりが希薄化していることがうかがえます。地域で孤独・孤立が起こることを防ぐために支え合いの意識を醸成するとともに、住民がつながるための地域の交流、つながりづくり、場づくりが必要です。

また、地域ぐるみの見守りにより、孤立しないための仕組みを強化することも重要です。

○ボランティアや地域の助け合い活動に興味がある人も減りつつあります。また、民生委員・児童委員において、やりがいを感じるものの、負担感がある人が多くなっています。高齢者が増える一方で生産年齢人口が減少している状況とも相まって、地域福祉の担い手の確保が課題となっています。

○地域福祉が目指す「地域共生社会」について、多くの人が知らないと答えています。誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく生き生きと暮らすために重要な「地域共生社会」の理念について、周知が必要です。

② 様々な福祉ニーズの増加に対応し、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるためのまちづくりが求められています

○要介護認定者数、療育手帳や精神障害保健福祉手帳の保持者、生活保護受給者など、福祉の支援の必要な方が増えています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えているほか、認知症患者数、高齢の親と未婚の50歳以上の子からなる世帯も増加しており、こうした複雑化・複合化する様々な福祉課題やニーズを把握し、各種施策やサービスを的確に提供していくことが求められています。

○支援を必要とする方が、必要な支援を受けるためには、市民に福祉情報が届き、相談窓口を把握して、相談窓口に出向くことが必要です。しかしながら、市の相談機関に相談しにくいと感じる方や、なかには、どこに(誰に)相談すればよいかわからない、相談先を知らないという人も比較的多いことから、各相談機関の周知を強化することが必要です。また、窓口へ行けない人などに対する、相談や申請、情報把握のためのデジタル化の推進といった、電子申請サービスなどの推進が行政に求められています。

○課題を抱える住民を相談支援機関につなぐ役割を担っている民生委員・児童委員の活動を進めやすくするために、福祉制度や事例等の情報提供の充実が求められています。

○認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な方々を保護する成年後見制度などの権利擁護は、高齢化の進行により、必要性が高まっています。判断能力が

十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする成年後見制度などの権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことが求められています。

○犯罪をした人の多くは、「立ち直りたい」という気持ちを持ちながら、就労や住居の確保が困難などの状況に直面します。誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう支援することが求められています。

○複雑化・複合化した課題を抱える方が増えており、福祉に関わる事業所や組織が、従来の分野別の福祉では対応することが難しくなっています。また、慢性的な人手不足もあり、職員の負担が増加しています。制度の狭間の課題を解決していくために、包括的な相談や関係機関の連携などによる、包括的な支援体制を充実させていくことが必要です。

③ 人権意識の醸成や災害対策、地域の活性化、人にやさしい環境づくりに取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりが求められています

○地域の誰もが、自分らしく生き生きと暮らすために、子ども・高齢者・障がい者等への虐待の対策において、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)に基づく子どもの権利等の人権意識の啓発、早期発見のための体制強化と関係機関の連携が、継続して必要です。

○また、支援を必要としている方が生活の中で感じている困難についての理解を深める取組を行うことにより、心のバリアフリーを推進し、地域の誰もが安心して暮らせるまちづくりをしていく必要があります。

○近年全国において、地震や台風・集中豪雨等の自然災害が増加しており、支援が必要な方を地域で支える、災害に備えるまちづくりが今後も必要です。

○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、人にやさしい環境づくりが必要です。外出しにくくなった方、買い物に行きにくくなった方に対し、移動支援や移動販売などが今後も必要です。

4 計画の基本的な考え方

基本理念

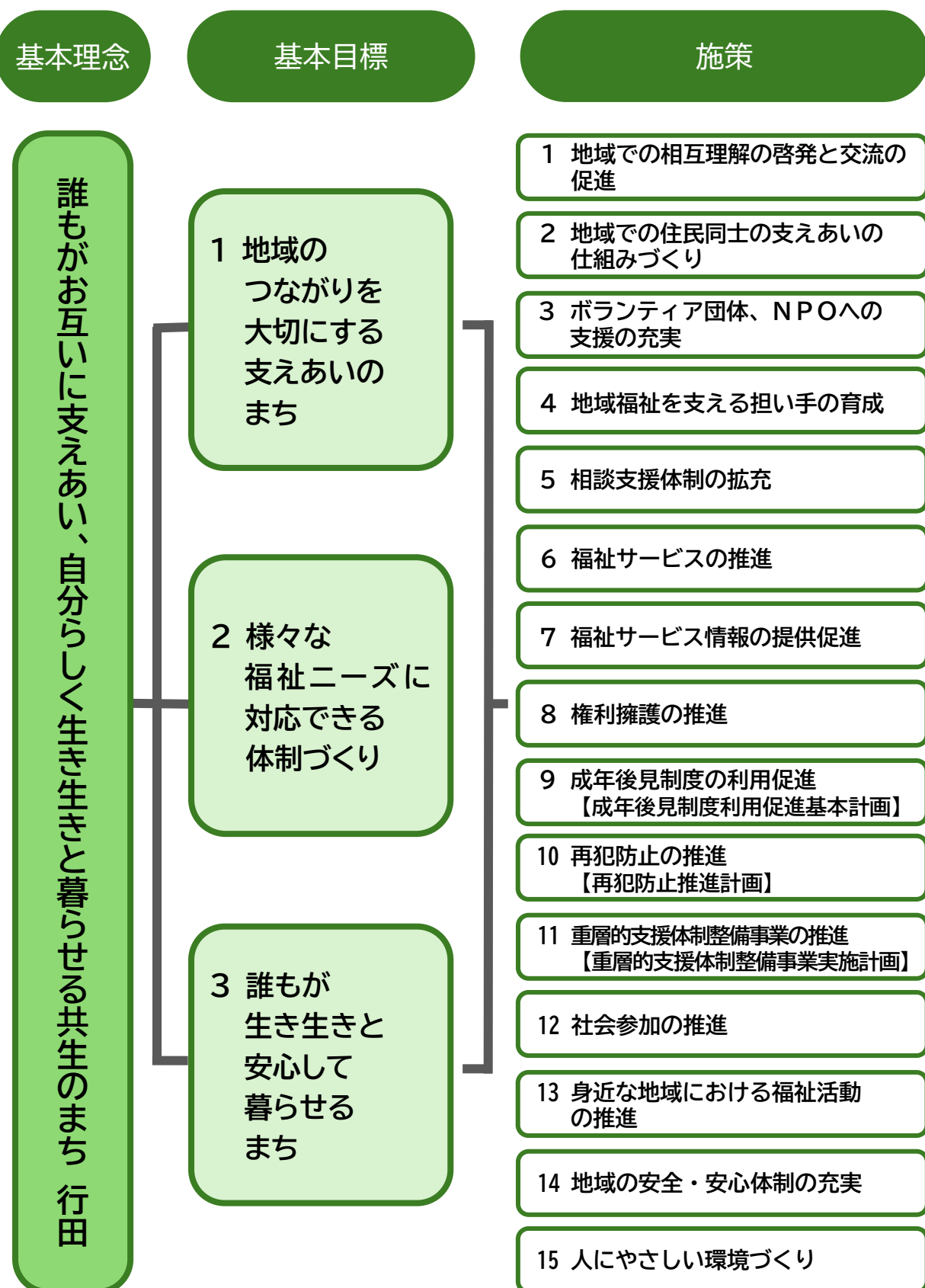
誰もが地域で、より安心して暮らしていくためには、制度としての福祉サービスが利用できるだけでなく、誰もが支える立場になったり、支えられる立場になったりできる、豊かな支え合いの関係づくりや地域づくりが重要です。

このため本市では、第3期計画において、「誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、第3期計画の基本理念を踏襲し、地域福祉を推進していきます。

誰もがお互いに支えあい、
自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田

5 施策体系



6 地区における取組の方向性

アンケート調査だけでは見えない、支援を必要としている住民・当事者の生活ニーズ・福祉課題を発見・共有するため、地域住民同士の話し合いの場である「ささえあいミーティング」を市内15地区で開催しました。



15地区の取組の方向性

市全体における共通する主な課題と解決のための取組のまとめは以下のとおりです。

地域の主な課題	解決するための取組(できること)
住民同士の交流や若い世代との世代間の交流の場が少ない。	声掛けやあいさつに加えて会話を心がけていく。また様々な世代が参加できるイベントを開催し、移動販売停留場所を活用した交流の場づくりを進めていく。
地域活動の担い手不足	防災活動など若い世代が参加しやすいイベントを増やし、地域活動の担い手として育成していく。
地域の情報が共有できず、災害時の対応や避難行動に不安を感じている。	支えあいマップ等を活用して、地域の情報を整理し、防災や防犯の取組を強化していく。
買い物や通院に不便を感じている。	乗り合いで買い物に行くなど助け合いを進めていく。

また、各地区における課題解決のための取組の方向性は以下のとおりです。

【忍地区】

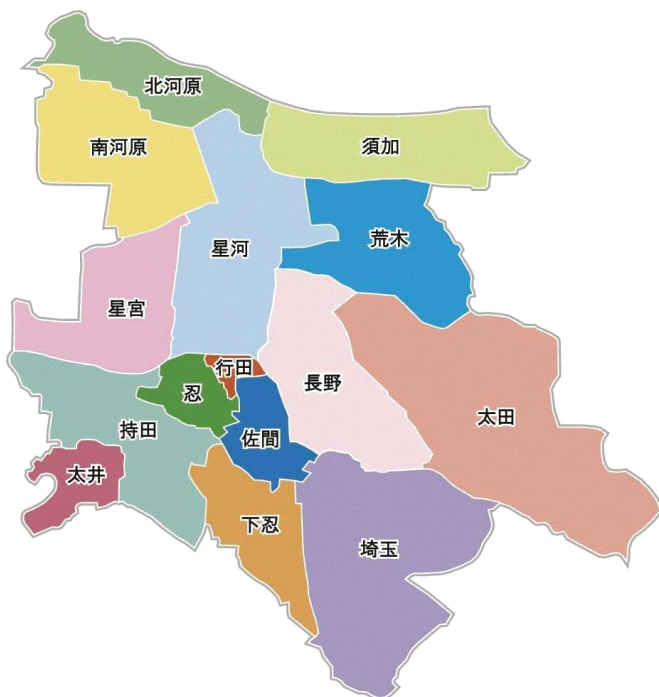
- ▶ 今あるつながりを維持しながら、若い世代も参加しやすい環境づくりを進める。
- ▶ 小さなつながりの場をつくり、隣近所のつながりを強化していく。
- ▶ 気軽に声を掛け合える地域にする。(民生委員や自治会長に言える関係づくり)
- ▶ 支えあいマップで情報を共有し、防災の取組にも活用していく。

【行田地区】

- ▶ 支えあいマップづくりを継続し、安全安心な地域づくりを進めていく。
- ▶ 複数の自治会合同の行事を企画して人との交流を増やしていく。
- ▶ 男性の参加や高齢者と子どもなど幅広い交流の場づくりを進めていく。
- ▶ 空き家を活用した居場所づくりを検討していく。
- ▶ 交流の場や居場所づくりにより、顔の見える関係や若い世代が参加する地域づくりをしていく。

【佐間地区】

- ▶ あいさつを通して、日頃からの近所づきあいを深める。
- ▶ スポーツのイベント等で、多世代の交流を図っていく。
- ▶ 安否確認を兼ね、ごみ出しなど、近所の助け合いで行う。
- ▶ 災害時のサポート体制を具体化するために、支えあいマップづくりを継続する。
- ▶ 地域内の企業などと連携・協力して、一時的な避難場所を確保する。



【持田地区】

- ▶ 顔の見えるオープンな地域をつくっていく。
- ▶ 近所同士で気にかけて合い、自然に助け合えるような地域とする。
- ▶ 地域のイベントなどを通し、子どもから高齢者まで皆が交流できるようにする。
- ▶ 現在ある交流を継続し、さらに交流の場を増やす。
- ▶ イベントの企画や開催は、負担を少なく実施する。

【星河地区】

- ▶ 児童会などと連携して、地域活動に若い世代が出やすいように工夫する。
- ▶ 世代間交流の場やイベントを設ける。
- ▶ 災害時を想定し、支えあいマップを活用して地域の状況把握に努める。
- ▶ 近隣で乗り合いして買い物に行くなどの助け合いはあるので、安全や保障などの面で制度のフォローがあればよい。
- ▶ 地域のつながりを生かして、高齢者が使えるサービスの情報共有をしていく。

【長野地区】

- ▶ ひとり暮らしの方が増えているため、近所の方が気かけ、「助けて」と気軽に言えるよう、普段から交流する。
- ▶ 青年部や子ども会と自治会で、世代を超えて参加できる催しを実施する。
- ▶ 開催が負担にならないような、小さな集まりや交流を増やす。
- ▶ 支えあいマップを活用して、情報共有と助け合いの体制づくりを行う。

【荒木地区】

- ▶ 若い世代も参加できる多世代交流イベントを行い、顔の見える地域づくりを進める。
- ▶ 防災の取組を強化し、安心の地域づくりを進める。
- ▶ 支えあいマップを活用し、地域の状況を定期的に把握する。
- ▶ 地域の関係者と連携し、買い物等の課題解決に向けた工夫を検討する。

【須加地区】

- ▶ 地域状況の把握のため、支えあいマップづくりを継続していく。
- ▶ 郷土芸能や運動会などの行事の際に、若い世代の地域活動参加を促していく。
- ▶ 必要な方に対して、必要な情報提供を行っていく。
- ▶ いきいきサロンの再開を目指す。

【北河原地区】

- ▶ 普段より小さいコミュニケーションの積み重ねにより、交流を深めていく。
- ▶ 高齢者の見守り体制の構築のため、支えあいマップを活用する。
- ▶ 担い手の育成や発掘を図っていく。
- ▶ 各個人が地域に目を向けるように、努めていく。
- ▶ 子どもが参加できるイベントや多世代が参加しやすいイベントを工夫して実施する。

【埼玉地区】

- ▶ 今ある地域のつながりを継続しつつ、顔の見える関係を広げていく。
- ▶ お互いに困りごとを言い合える関係を築く。
- ▶ 気軽に集える交流の場を作っていく。
- ▶ 支えあいマップづくりを継続していく。

【星宮地区】

- ▶ 支えあいマップを継続して活用、要支援者の避難誘導等の訓練にも活用していく。
- ▶ ご近所同士のつながりを強化するため、声掛けや回覧板手渡しなどできるだけ意識して会話をしていく。
- ▶ 現在のイベントは継続しながら、世代間交流できるように工夫していく。
- ▶ 自治会同士連携し、合同でイベントを開催することで、多くの人の交流の場をつくっていく。

【太井地区】

- ▶ 隣近所と声を掛け合い、いつまでも安心して暮らせる地域を目指す。
- ▶ 地域住民が気軽に参加できるイベントを開催し交流の機会を増やしていく。
- ▶ 防犯活動に若い世代も参加してもらい、安全安心なまちにしていく。
- ▶ 専門的な知識や技術のある方を共有し地域活動に活用していく。

【下忍地区】

- ▶ 普段からのあいさつやコミュニケーションを大事にしていく。
- ▶ 定期的な防災訓練の実施により、防災意識の向上を図っていく。
- ▶ 支援が必要な人に、必要な情報提供を行う。
- ▶ イベントは、子どもが参加しやすいように工夫する。

【太田地区】

- ▶ 若い人や親子で参加しやすいイベントを企画して、交流の機会を増やしていく。
- ▶ ごみ出し分別等、自治会ルールのマニュアル作成をする。
- ▶ 外国人との交流イベントを開催する。
- ▶ 集会所を開放して、交流の場を設ける。

【南河原地区】

- ▶ 男性が参加しやすい企画を実施していく。
- ▶ 外国籍の人に母国料理など教えてもらえる機会をつくる。
- ▶ いきいきサロンなど、人との交流の場を維持していく。

※各地区の主な課題は、計画本編の(p.95～110)をご確認ください。

7 計画の推進

本計画で掲げた基本理念を実現するために、市、社会福祉協議会、市民、地域がそれぞれの役割を認識し、課題を共有した上で互いに協力しながら取り組み、地域住民を主体とする地域福祉活動を推進します。

また、毎年度、取組状況の進行と評価を行うために、公募市民や福祉団体等を構成メンバーとする「地域福祉推進計画評価委員会」において、進行管理を行います。

市の役割

市は、多様化・複雑化する福祉課題に柔軟に対応するため、全庁的な体制を整え、横断的な視点で施策を推進します。また、地域福祉に関わる関係機関や団体などとの連携を強化します。

地域福祉への市民の参画を促すために、参加の機会提供の充実に努めるとともに、情報提供の充実を図り、地域で安心して暮らせる社会づくりの整備に努めます。

加えて、「こども基本法」に沿って、子ども・若者の意見を聴きながら、地域づくりに取り組みます。

社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核を担う組織として自治会をはじめとする地域福祉活動の協力者と積極的に交流します。

地域福祉を支えるボランティアの活動支援や新たな人材発掘と育成、住民が必要としている情報を収集・発信する情報拠点づくりなど、社会福祉協議会が持つ専門的な知識と多様な団体・機関と協働できる特性を生かした事業展開を進めます。

市民の役割

自らが支える立場にもあることを自覚し、声掛けや手伝いなど、身近で取り組める小さなことから始めていくことが期待されます。

また、地域福祉の担い手として、地域の集まりや活動、支え合いに役立つ研修や講座等に積極的に参加することが望めます。

地域の役割

自治会や各団体は、市民への積極的な情報発信を行うとともに交流を深め、市や社会福祉協議会との連携を強化することによって、活躍したい人が生かされる環境を整えることが望めます。

支えあいネットワークづくり

急速に進展する高齢社会や、一人ひとりが抱える課題が多様化・複雑化・複合化する社会において、支援を必要とする人に対して漏れのない対応をしていくため、見守り体制の構築と地域における課題の解決を目指します。

※詳細の計画は、行田市のホームページをご覧ください(「行田市 地域福祉」で検索)

(URL: https://www.city.gyoda.lg.jp/iryo_kenko_fukushi/chiki_fukushi/index.html)

行田市地域福祉推進計画【概要版】 令和7年3月

行田市健康福祉部地域共生社会推進課 〒361-8601 埼玉県行田市本丸2-5

TEL: 048-556-1111 (代表)

社会福祉法人行田市社会福祉協議会

〒361-0002 埼玉県行田市大字酒巻1737-1

TEL: 048-557-5400